様式６　添付資料

コンソーシアムにより申請を行う場合の注意点

注１．　コンソーシアムの結成は、越前町公の施設にかかる指定管理者の指定の申請を行うことを契機とした、構成員となる法人その他の団体の自由な意思に基づく自主結成によるものです。

　コンソーシアムの運営に当たっては、その運営および指定管理業務の遂行に関する基本的事項を定め、構成員間で、以下に示す「参考様式　コンソーシアム協定書（案）」に準じた協定を締結して、申請時に協定書副本を様式６グループ構成員表に添付して、越前町に提出してください。

注２．　コンソーシアムは、申請日までに成立していることが条件です。

注３．　損益分担比率は、各構成員の業務分担額の比率および分担業務の内容等を勘案して、構成員全員の協議により、決定するものとしてください。

参考様式

越前町（施設名）コンソーシアム協定書（案）

（目的）

第１条　（コンソーシアムの名称） は、（施設名）（以下「本施設」という。）の管理運営業務を行う指定管理者として、関係法令等および越前町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年越前町条例第60号）第７条の規定に基づき、越前町と締結する（施設名）基本協定書（以下「基本協定」という。）を遵守し、構成員が共同連帯して本施設の管理運営業務を遂行することを目的として、この協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（名称）

第２条　本協定に基づき設立するコンソーシアムは、○○（以下「本コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　本コンソーシアムは、事務所を○○に置く。

（成立の時期および解散の時期）

第４条　本コンソーシアムは、令和○年○月○日に成立し、本施設の指定管理者に指定する期間終了後３月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　前項の規定にかかわらず、本コンソーシアムは、本施設の指定管理者として指定されなかったときは、本施設の指定管理者に係る指定の結果についての通知を受けた日に解散するものとする。

（構成員の住所および名称）

第５条　本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) 住所○○

　　 法人名（団体名）○○

代表者氏名　○○

　(2) 住所○○

　　 法人名（団体名）○○

代表者氏名　○○

　(3) 住所○○

　　 法人名（団体名）○○

代表者氏名　○○

（代表団体および代表者）

第６条　本コンソーシアムは、○○（法人名または団体名を明記）を代表団体とする。

２　本コンソーシアムは、○○（代表団体の代表者）を代表者とする。

（代表者の職務）

第７条　本コンソーシアムの代表者は、基本協定に基づく本施設の管理運営業務（以下「指定管理業務」という。）の遂行に関し、次に掲げる職務を遂行する。

　(1) 本コンソーシアムの名称をもって越前町との協定に基づく協議、報告、通知その他の行為を行うこと。

　(2) 本コンソーシアムの名称をもって納付金を越前町に納付すること。

　(3) 本コンソーシアムに属する財産を管理すること。

　(4) 本コンソーシアムの名称をもって事業実施にかかる実費等を収受すること。

（構成員の責任）

第８条　各構成員は、基本協定の履行および指定管理業務の実施に伴い第三者と締結する契約等に基づき本コンソーシアムが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負う。

（取引金融機関）

第９条　本コンソーシアムの取引金融機関は、（金融機関名）とし、本コンソーシアムの名称を冠した代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（業務の分担等）

第10条　各構成員の業務分担および負担金分担額は、次のとおりとする。ただし、基本協定の変更により指定管理業務の一部に変更があったときは、当該変更の内容に応じ業務の分担および負担金分担額を変更するものとする。

　　○○業務（構成員名） 　　　　円

　　○○業務（構成員名）　　　 　円

　　○○業務（構成員名）　　　　 円

　　（共通業務　－　　　　　　　 円）

（構成員の必要経費の分配）

第11条　構成員は、その分担業務を遂行するため、構成員全員の協議により必要な経費の分配を受けるものとする。この場合において、共通業務にかかる経費については、各構成員の負担金分担額の割合に応じて分配するものとする。

（決算）

第12条　本コンソーシアムは、指定管理業務の毎事業年度終了後、当該年度の指定管理業務について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ。）をするものとする。

２　指定管理者の指定の手続に要した経費は、構成員全員の同意により当該年度の決算において処理する。

（損益の分担）

第13条　前条第１項の規定による決算の結果、構成員に分配すべき余剰金又は構成員が分担して負担すべき不足金が生じた場合には、構成員全員の協議により定める比率によって各構成員がその配分を受け、又は負担するものとする。

　　（構成員名）　　　　　　　　　 ％

　　（構成員名）　　　　　　　　　 ％

　　（構成員名）　　　　　　　　　 ％

（権利義務の譲渡の制限）

第14条　本協定に基づく各構成員の権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第15条　構成員は、越前町および他の構成員全員の承認がなければ、指定管理業務を完了するまでは脱退することができない。

２　構成員のうち指定管理業務を完了する前に前項の規定により脱退した者がある場合においては、脱退した構成員以外の構成員が共同連帯して指定管理業務を完了する。

３　第１項の規定により構成員が脱退した場合における脱退した構成員以外の構成員の業務の分担、負担金の分担額および損益分担の割合は、脱退した構成員以外の構成員の協議により定めるものとする。

４　決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には利益の配当は行わない。

５　構成員のうちいずれかが、指定管理業務の履行途中において破産または解散した場合においては、第２項から第４項の規定を準用する。

　（解散後の瑕疵担保責任）

第16条　本コンソーシアムが解散した後においても、指定管理協定の履行につき瑕疵があったときは、各構成員は連帯してその責に任ずるものとする。ただし、本コンソーシアムの構成員のうちいずれかが業務途中において破産し、又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成するものとする。

（協定書に定めのない事項）

第17条　この協定書に定めのない事項については、構成員全員の協議により定めるものとする。

（管轄裁判所）

第18条　本協定に関する紛争については、福井地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

　代表団体○○他○社は、上記のとおり越前町（施設名）指定管理業務コンソーシアム協定を締結したので、その証として、本正本△通および副本１通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については各構成員が各１通を保有し、副本については指定管理者指定申請書（コンソーシアム構成員一覧表）に添えて越前町に提出する。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　代表団体　住所　　　　　　　○○○○

　　 法人名（団体名）　○○○○

　　　　　　　　　　　　 代表者氏名　　　　○○ ○○　　　　　　　　　　　印

構成員　　住所　　　　　　　○○○○

　　 法人名（団体名）　○○○○

　　　　　　　　　　　　 代表者氏名　　　　○○　○○　　　　　　　　　　　印

構成員　　住所　　　　　　　○○○○

　　 法人名（団体名）　○○○○

　　　　　　　　　　　　 代表者氏名　　　　○○　○○　　　　　　　　　　　印

構成員　　住所　　　　　　　○○○○

　　 法人名（団体名）　○○○○

　　　　　　　　　　　　 代表者氏名　　　　○○　○○　　　　　　　　　　　印